

『「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（局長通知）  
の一部改正（案）』に関する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全 国 保 育 士 会

会 長 村 松 幹 子

幼保連携型認定こども園で働く保育教諭の保育士資格・幼稚園教諭免許状の併有促進に係る特例の期限が迫る中、更なる併有促進の措置を設けていただけることについては、人材確保や保育教諭の負担軽減、子どもが安心して育つことのできる環境の確保等の観点からも賛成です。

一方で、修得が必要な特例教科目のうち、「乳児保育（演習）」「子ども家庭支援論（講義）」を2単位から1単位に減ずることについては、以下の理由から非常に懸念しています。

乳児保育（演習）	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 幼保連携型認定こども園によっては乳児が在籍していない場合があり、また、在籍している場合であっても間接的な経験等では、乳児保育に関して十分な実績を積んでいるとは限らないこと。</li><li>➤ 受講者によって実務経験に大きな差が生じることから、1単位の範囲において、一定の知識・技術を全ての受講者が修得することは困難であることが想定されること。</li></ul>
子ども家庭支援論（講義）	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 現在、幼保連携型認定こども園には、発達上の課題が見られる配慮が必要な子どもや外国籍家庭などが増加しているほか、虐待対応等、多様な機関と連携することが求められている。本科目を1単位にすることでそれらの内容の修得が難しくなる可能性があること。</li><li>➤ 幼保連携型認定こども園は地域子育て支援が義務である。令和4年に改正された児童福祉法においては、保育所とともに「身近な相談機関」（かかりつけ相談機関）としての役割を果たすことが期待されており、「子ども家庭支援」について学ぶことは非常に重要であること。</li></ul>

については、「演習の実施に当たっての留意点」「講義の実施に当たっての留意点」に示されているような事項については最低限取り組むべきものとして徹底していただくとともに、今後の保育士養成課程検討会等において、修得が必要な特例教科目の単位数について、見直しの機会を設けていただきますようお願いいたします。